

# 三芳町建築物耐震改修促進計画

令和 8 年 4 月

三 芳 町

# — 目 次 —

第1 総 則	
1 策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
4 対象区域及び対象建築物	2
第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	
1 想定される地震の規模及び想定される被害の状況	3
2 耐震化の現状と目標設定	3
3 三芳町が所有する公共建物の耐震化の目標設定	6
(1) 町有建築物の耐震化の方針	6
(2) 耐震改修の目標値	6
(3) 耐震改修の目標年次	7
第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	7
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	7
(1) 助成制度の活用	7
(2) 融資制度の活用	8
(3) 税制に関する措置の活用	9
(4) 無料耐震診断(簡易)の活用	9
3 安心して耐震改修ができる環境の整備	9
(1) 相談窓口の活用	9
(2) 耐震サポーター登録制度	9
4 安全対策に関する事業の概要	10
(1) 地震時の安全対策に係る取組み方針	10
(2) 緊急輸送道路沿道の安全点検	10
(3) エレベーターの地震対策	10
(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	10
第4 地震に対する建築物の安全性向上に関する啓発及び知識の普及	
1 地震ハザードマップ等の作成・公表	13
2 リーフレットの配布、セミナー・講習会の開催	13
3 リフォームに合わせた耐震改修の誘導	13
4 行政区等地域コミュニティとの連携	13
5 その他地震災害に関連する施策	14
第5 耐震診断及び耐震改修の法に基づく指導等	
1 法による指導等の実施	14
2 建築基準法に基づく勧告又は命令等の実施	14
第6 体制	
1 彩の国既存建築物地震対策協議会	15
2 応急危険度判定士体制の整備	15
3 埼玉県住宅供給公社による耐震診断及び耐震改修の実施	15

# 三芳町建築物耐震改修促進計画

## 第1 総 則

### 1 計画の背景と目的

建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)は、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)による直接的な死者の9割が住宅や建築物の倒壊等によるものであるとの教訓を踏まえ、平成7年10月27日に制定されました。

その後、新潟県中越地震(平成16年10月)、福岡県西方沖地震(平成17年3月)などの地震でも建築物に被害があったことを受け、震災対策の一層の促進を図るため平成18年1月に耐震改修促進計画の策定(都道府県は作成義務付け、市町村は作成に努めるものとする)と規定)を盛り込んだ法改正が行われました。

こうした動きを踏まえ、三芳町では災害に強いまちづくりを実現するため、住宅及び建築物の耐震化を促進することにより、地震による建築物の被害・損傷を最小限に留める減災の考え方を基本とする「三芳町建築物耐震改修促進計画」(以下「本計画」という。)を平成21年3月に策定しました。

平成25年11月に行われた法改正(多数の者が利用する施設や公共施設に耐震診断を義務付けることなどが規定された)や、平成27年3月に閣議決定された国の地震対策(首都直下地震緊急対策推進基本計画)などへ対応するため、平成28年4月に計画期間の延長(平成27年度から平成32年度(令和2年度))や住宅耐震化率95%を目標値と定める本計画の改定を行いました。

その後、住宅耐震化率95%に満たなかったことなどを踏まえ、令和3年4月に計画期間の再延長(令和3年度から令和7年度)により本計画の改定を行いました。

三芳町は本計画に基づき耐震化に関する施策を行っておりますが、本計画の基礎資料である住宅・土地統計調査が令和5年に実施されたこと、国の基本的な方針が令和7年7月に改正されたことなどを踏まえ本計画を改定することになりました。

### 2 計画の位置付け

本計画は、法第6条の規定により県の計画(埼玉県建築物耐震改修促進計画)に基づいて定めるものです。

また、三芳町第6次総合計画及び三芳町都市計画マスタープランに則し、三芳町地域防災計画などの分野別施策と整合しているものとします。

### 3 計画期間

本計画の期間は令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

期間中の社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、耐震化の進捗や施策の状況を確認し、必要に応じて計画の見直し等を行います。

### 4 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は三芳町全域とします。

耐震診断、耐震改修等の対象となる建築物は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に規定する新耐震基準<sup>※1</sup>(昭和 56 年 6 月 1 日施行)が適用される以前に建築された建築物で、原則として表1-1に示すとおりです。

表1-1 本計画の対象建築物

種 類	内 容	備 考
住 宅	・戸建て住宅、併用住宅 ・共同住宅・長屋	
特定既存耐震 不適格建築物 <sup>※2</sup>	・法第 14 条に定める建築物	民間建築物及び 公共建築物を含む

※1 新耐震基準 建築基準法の改正(昭和 56 年 6 月 1 日施行)により最低限厳守すべき建築物の耐震基準として定められました。建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震(震度 5 強程度)に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震(震度 6 強程度)に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の危害を生じないことを目標としています。

※2 特定既存耐震不適格建築物 資料 1-1 参照

## 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 想定される地震の規模及び想定される被害の状況

本計画で想定する地震は、埼玉県が平成26年3月に策定した埼玉県地震被害想定調査報告書を基に切迫性が高く被害も大きい東京湾北部地震(マグニチュード7.3(震度5強から震度6弱))とします。

報告書によれば、町内の人的被害及び建物被害想定 of 最大値は、冬季の夕方(18時頃)発生時で、死者数は0人、負傷者17人、被害棟数102棟で、全壊棟数1棟(被害棟数の約1%)、半壊棟数101棟(被害棟数の約99%)となっています(表1-2)

表1-2 町内の被害想定(埼玉県地震被害想定調査報告書) (冬季18時)

被害区分		被害者数	被害区分		被害棟数
人的被害	死者(人)	0人	建物被害	被害棟数	102棟
	負傷者(人)	17人 内、重傷者 1人		全壊棟数	1棟
			半壊棟数	101棟	

### 2 耐震化の現状と目標設定

#### (1)住宅

埼玉県地震被害想定調査報告書においては、大地震時の人的被害は昼(12時)に比べ、朝(5時)、夕(18時)が多い傾向となっています。

これは、木造建物の人的被害率が高く、木造建物の割合が多い住宅の屋内人口が増える朝夕に被害が多くなるのが原因です。

そのため、大地震時の人的被害を低減するために、住宅の耐震化率を上げることは有効であり、継続して取り組む必要があります。

住宅の耐震化率については令和2年5月に国土交通省「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」の審議とりまとめが行われ、耐震化率の新たな算定方法や住宅の耐震化率を令和7年度に95%、令和12年度に耐震性を有しない住宅を概ね解消する新たな目標が示されました。

令和5年に実施された住宅・土地統計調査を基に算出した令和5年10月1日現在の耐震化の状況は、表1-3のとおりであり、住宅総数15,090戸のうち、耐震性のある住宅が約13,924戸で耐震化率は92.27%です。

本計画では住宅の耐震化率を5年後(令和12年度末)に概ね解消することを目標とします。

令和 8 年 3 月 31 日現在の耐震化率の推計値及び令和 12 年度末に耐震化率を概ね解消するために必要な目標値については表 1-3 のとおりです。

表 1-3 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標(単位:戸)

	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準住宅			昭和 56 年 6 月以降の 新耐震基準の住宅	計	耐震化率(%)
		耐震性なし	耐震性あり			
	a	b	c	d	E(=a+d)	F(=(c+d)/e)
平成 20 年 10 月 1 日	4,340	1,325	3,015	8,640	12,980	89.79%
平成 25 年 10 月 1 日	3,550	1,140	2,410	9,940	13,490	91.55%
平成 30 年 10 月 1 日	3,290	1,216	2,074	11,840	15,130	91.96%
令和 5 年 10 月 1 日	2,870	1,166	1,704	12,220	15,090	92.27%
令和 8 年 3 月 31 日	2,618	1,136	1,482	12,448	15,066	92.46%
令和 13 年 3 月 31 日	2,467	0	2467	12,585	15,052	(100.00%)

※令和 8 年 3 月 31 日の耐震化率は推計値、令和 13 年 3 月 31 日の耐震化率は目標値。

※(100.00)とは概ね解消した状態とする。

## (2)特定既存耐震不適格建築物 (資料 1-1)

法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物とは、災害時に拠点となる公共建築物や多数の者が利用する建築物(店舗、学校、病院など)(1号)、危険物の貯蔵や処理を行う建築物(2号)、災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(3号)など、大地震の際に損傷や倒壊が発生すると、大きな被害や影響が発生する恐れがある建築物が対象となっており、これらの耐震化を促進し被害の低減を図ることが重要です。

このうち、法第 14 条第 1 号に規定する多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化率は、公共建築物が既に 100%となっていることに対し、民間建築物の耐震化率は 97.73%に留まっています。(表 1-4)

特定既存耐震不適格建築物の耐震化率については令和 2 年 5 月に国土交通省「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」の審議とりまとめが行われ、令和 7 年度に耐震性が不十分な建築物を概ね解消するという目標が示されました。

本計画では、特定既存耐震不適格建築物を「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごとに令和 12 年度末に耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを引き続き目標に設定しています。

表 1-4 特定既存耐震不適格建築物(法第 14 条第 1 号)の耐震化の現状と耐震化の目標 (単位:棟・%)

特定既存耐震不適格建築物		昭和 56 年 6 月以降の 建築物	昭和 56 年 5 月以前の 建築物	建 築 物 数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和 5 年 度末) (%) (④/③)	耐震化率 の目標 (令和 12 年 度末) (%)
用 途		①	②				
災害時の 拠点とな る建築物	県 庁、市役所 町役場、警察署 消防署、幼稚園 小・中学校、高校 病院、診療所 老人ホーム 福祉センター 体育館等	41	20	61	61	100.00	100.00
	公共建築物	5	17	22	22	100	100.00
	民間建築物	36	3	39	39	100.00	100.00
不特定多 数の者が 利用する 建築物	百貨店、飲食店 ホテル、旅 館 映画館、遊技場 美術館、博物館 銀行等	5	0	5	5	100	100.00
	公共建築物	0	0	0	0	-	-
	民間建築物	5	0	5	5	100	100.00
特定多数 の者が利 用する 建築物	賃貸住宅(共同 住宅に限る) 寄宿舍、下 宿 事務所、工場等	72	16	88	85	96.59	(100.00)
	公共建築物	0	0	0	0	100	100.00
	民間建築物	72	16	88	85	96.59	(100.00)
計		118	36	154	151	98.05	(100.00)
	公共建築物	5	17	22	22	100	100.00
	民間建築物	113	19	132	129	97.73	(100.00)

※(100.00)とは概ね解消した状態とする。

法第14条第2号に定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定既存耐震不適格建築物等は、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する建築物のうち、昭和56年以前の建築物で耐震性のないものが対象となっています。

埼玉県の特定期間耐震不適格建築物台帳(令和元年度)より、町内において政令で定める数量以上の貯蔵、処理する建築物はありません。

現在は特定既存耐震不適格建築物に該当しない危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物についても、貯蔵または処理の数量の増加によって、特定既存耐震不適格建築物に該当する可能性があるため、本計画では積極的に耐震化に関する情報の提供を行い、所有者等が必要に応じて情報を取得できるような環境づくりに努めることとします。

地震発生時に多数の者の円滑な避難、救急、消防活動の実施に必要な道路として、緊急輸送道路、避難路、通学路等の避難場所に通じる道路があります。

これらの道路に接する敷地の建築物の倒壊によって道路の機能が妨げられないように耐震診断及び耐震改修を促進する必要があります。

このうち、埼玉県地域防災計画に定められた第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路については、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等道路であることから、法第14条第3号により、これらの道路に敷地が接し、建物の倒壊時に道路を閉塞する恐れのある建築物について特定既存耐震不適格建築物とすることが規定されています。

町内においては対象となっている建築物はありません。

### 3 三芳町が所有する公共建築物の耐震化の目標設定

#### (1) 町有建築物の耐震化の方針

町では、町有建築物について新耐震基準が適用される以前に建築された建築物に対し耐震診断を実施し、その結果を公表するとともに具体的な耐震化の計画や目標設定、整備プログラムの策定などの取組を行った結果、小・中学校施設の耐震化は既に完了しています。また、その他の公共建築物のうち、多数の者が利用する建築物で新耐震基準が適用される以前の建築物(町指定文化財旧池上家住宅・旧島田家住宅は除く)で、かつ耐震性を有しない建築物は商工会館となりますが、令和8年度に除却する予定です。

#### (2) 耐震改修の目標値

耐震改修による耐震性能向上の目標値は、 $I_s$  値※ 0.6 以上とします。

なお、木造建築物において目標値は、Iw値※ 1.0 以上とします。

ただし、用途により官庁施設の総合耐震計画基準で目標値が明示されている場合は、その数値以上とします。

- ※ Is 値：耐震診断の結果、建物の粘り強さに形状や経年等を考慮して算出される。  
構造耐震指標で、その棟の最小値を表記しています。  
Is 値 < 0.3:大地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高い  
0.3 ≤ Is 値 < 0.6:大地震に対して倒壊又は崩壊する危険性がある  
Is 値 ≥ 0.6:大地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い
- ※ Iw 値：耐震診断の結果、建物の粘り強さに形状や経年等を考慮して算出される。  
上部構造評点で、その棟の最小値を表記しています。  
Iw 値 < 0.7:大地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高い  
0.7 ≤ Iw 値 < 1.0:大地震に対して倒壊又は崩壊する危険性がある  
1.0 ≤ Iw 値 < 1.5:大地震に対して一応倒壊又は崩壊しない  
Iw 値 ≥ 1.5:大地震に対して倒壊又は崩壊しない

### (3)耐震改修の目標年次

耐震改修は、令和 12 年度までとします。

ただし、特別な事由がある場合は目標年次を定めないこととします。

## 第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。町は、こうした所有者等の取組をできる限り支援する観点から、所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

### 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

#### (1) 助成制度の活用

町は、住宅の耐震診断、耐震改修等に対して支援し、県は、多数の者が利用する建築物の耐震診断、耐震改修等に対して支援します。

そのための支援策として、下記の制度の活用を促進するものとします。

#### <町の助成制度>

##### 三芳町既存住宅耐震化助成制度

##### ・耐震診断

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建て住宅・併用住宅又は分譲マンション等が対象で、建築士が耐震診断を行った場合に費用の一部が助成されます。

助成金の額は、三芳町既存住宅耐震化助成要綱に定める額とします。

※三芳町既存住宅耐震化助成要綱 資料 2 を参考

#### ・耐震改修・建替え

耐震診断の結果、耐震基準を満たさないと判断された昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建て住宅、併用住宅又は分譲マンション等(改修のみ)の耐震改修、建替えを行った場合に費用の一部が助成されます。

助成金の額は、三芳町既存住宅耐震化助成要綱に定める額とします。

※三芳町既存住宅耐震化助成要綱 資料 2 を参考

#### ・簡易耐震改修

耐震診断の結果、耐震基準を満たさないと判断された昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建て住宅、併用住宅において、耐震シェルター、防災ベッドの購入及び 1 階部分への設置を行った場合に費用の一部が助成されます。

助成金の額は、三芳町既存住宅耐震化助成要綱に定める額とします。

※三芳町既存住宅耐震化助成要綱 資料 2 を参考

#### ・ブロック塀の撤去、築造

地震等により倒壊するおそれのあるブロック塀等の撤去・築造工事を行う所有者に対して、費用の一部が助成されます。

助成金の額は、三芳町ブロック塀等撤去・築造工事助成金交付要綱に定める額とします。

※三芳町ブロック塀等撤去・築造工事助成金交付要綱 資料 3 を参考

### < 県の補助制度 >

#### 埼玉県建築物耐震改修等補助制度

多数の者が利用する建築物で、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 14 条第 1 項に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等の建築物で昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築された建築物が対象となります。(所管行政庁 12 市の区域は除く)

耐震診断、耐震改修または建替設計及びこれらの工事に要する費用の補助金の額は、埼玉県民間建築物耐震改修等補助事業交付要領に定める額とします。

#### (2) 融資制度の活用

建築物の耐震化には次のような融資制度があるため、これらの活用促進を図ります。

#### ・県内 3 金融機関

「民間建築物の耐震化融資制度」

・独立行政法人 住宅金融支援機構

「リフォーム融資」「マンション共用部分リフォーム融資」

### (3)税制に関する措置の活用

住宅の耐震改修工事を行った場合の固定資産税の減額や、耐震改修工事に要した費用の一部を所得税額から控除するなどの税の優遇措置について、周知を図ります。

### (4)無料耐震診断(簡易)の活用

県(川越建築安全センター)では、木造住宅についてパソコンソフトを利用した無料耐震診断(簡易)の窓口を設けています。

さらに自主防災組織等から要請がある場合は、集会所等に出張する出前診断も行っています。

対象建築物は、平成12年5月以前に建てられた三芳町内にある1、2階建て木造住宅(プレファブ住宅を除く)で、延べ面積が500平方メートル以下のものです。

## 3 安心して耐震改修ができる環境の整備

### (1)相談窓口の活用

県は、悪質な住宅リフォーム工事に伴う消費者被害を防ぐことや建築物の所有者に対する耐震診断、耐震改修等の普及・啓発を図るため相談窓口を設けています。

相談窓口では、次の事項に関する情報提供を実施しています。

- ① 耐震診断、耐震改修等の助成制度の概要、融資制度、税制措置等
- ② 自己による簡易な診断方法
- ③ 家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
- ④ その他の耐震に関する情報

### (2)耐震サポーター登録制度

県は、建築物の所有者等の耐震化に関する疑問や不安等を解消するための相談窓口のひとつとして、県内の建築士事務所や施工業者を「耐震サポーター」として登録する制度を設けています。

また、県は耐震サポーターの名簿を作成、公表をしており、建築所有者等が耐震化について相談先を探す際に名簿を活用できるよう、周知に努めています。

#### 4 安全対策に関する事業の概要

##### (1)地震時の安全対策に係る取組方針

町は、県と連携し、地震時の安全対策に係る次の取組を行っています。

- ① ブロック塀、自動販売機及び看板等の安全点検及び改修指導
- ② 窓ガラスの飛散防止、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止のための安全対策の周知及び改修指導
- ③ エレベーターの閉じこめ防止のための日常点検の普及及び指導
- ④ 家具の転倒や散乱による怪我や避難の遅れなどによる人的被害を防止するための指導

##### (2)緊急輸送道路沿道の安全点検

町は、県と連携し地震に対する緊急輸送道路沿道の安全性を確保するため、緊急輸送道路沿道のブロック塀、看板、自動販売機並びに歩道の安全点検を実施していきます。

点検の結果、地震に対する安全性が確保されていないと認めるときは、所有者又は管理者に対し指導・助言を行います。

また、点検後も引き続き、改善状況を把握するなど沿道の安全確保に努めることとします。

##### (3)エレベーターの地震対策

地震発生時にエレベーターが緊急停止して利用者が長時間にわたり、閉じこめられる被害が発生しています。

そこで、町では県、関係団体と連携して既設エレベーターに対する安全性の周知と安全装置の設置を推進していきます。

##### (4)地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震発生時に多数の者の円滑な避難、緊急・消防活動の実施に必要な道路として、緊急輸送道路、避難路、通学路等避難所に通ずる道路等があります。

これらの道路に接する敷地の建築物の倒壊によって道路の機能が妨げられないよう建築物の耐震化の実施状況を把握し、必要に応じて耐震に関する情報の提供や助言等を行うことにより、耐震化の促進に努めます。

このうち、緊急輸送道路については、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、緊急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から地域防災計画によって指定されるもので、町域を超えて広域に影響を及ぼすものを県が、町域の中で影響を及ぼすものを町がそれぞれ指定しており、本計画

では優先的に耐震化を促進するものとします。

町内の緊急輸送道路については、表 1-5 のとおりです。

表 1-5 地震発生時に通行を確保すべき道路

区 分	道路名称	備 考
第一次特定緊急輸送道路	関越自動車道	所沢市境 から ふじみ野市境
	国道 254 号 (浦和所沢バイパス)	新座市境 から 富士見市境
第一次緊急輸送道路	国道 254 号	新座市境 から ふじみ野市境
第二次緊急輸送道路	県道三芳・富士見線	藤久保交差点 から 三芳町役場前交差点
県指定緊急輸送道路	町道幹線 24 号線の 一部	三芳町竹間沢東 7 から 三芳町竹間沢東 6
	町道幹線 25 号線の 一部	三芳町竹間沢東 1 から 三芳町竹間沢東 3
	町道幹線 26 号線	三芳町竹間沢東 22 から 三芳町竹間沢東 48
	町道竹間沢東 11 号 線	三芳町竹間沢東 12 から 三芳町竹間沢東 13
	町道竹間沢東 12 号 線	三芳町竹間沢東 11 から 三芳町竹間沢東 15
	町道竹間沢東 13 号 線	三芳町竹間沢東 21 から 三芳町竹間沢東 16
	町道竹間沢東 14 号 線	三芳町竹間沢東 17 から 三芳町竹間沢東 17
	町道竹間沢東 15 号 線、町道竹間沢東 9 号線の一部	三芳町竹間沢東 14 から 三芳町竹間沢東 21
	町道竹間沢東 1 号線	三芳町竹間沢東 26 から 三芳町竹間沢東 1
	町道竹間沢東 5 号 線	三芳町竹間沢東 5 から 三芳町竹間沢東 6
	町道竹間沢東 7 号 線	三芳町竹間沢東 12 から 三芳町竹間沢東 21

	町道竹間沢東 9 号線	三芳町竹間沢東 9 から 三芳町竹間沢東 14
	町道竹間沢東 8 号線	三芳町竹間沢東 8 から 三芳町竹間沢東 12
	町道幹線 5 号線	三芳町北永井 616 番 から 三芳町藤久保 1100 番
町指定緊急輸送道路	県道さいたま・ふじみ野・所沢線	ふじみ野市境 から 所沢市境
	県道三芳・富士見線	富士見市境 から 藤久保交差点
	県道三芳・富士見線	三芳町役場前交差点 から 上富交差点
	町道幹線 18 号線	上富交差点 から 町道幹線 3 号線交点
	町道幹線 3 号線	町道幹線 18 号線交点 から 三芳中学校前
	町道幹線 17 号線	国道 254 号交点 から マミーマート前
	町道幹線 7 号線	マミーマート前 から 町道幹線 22 号線交点
	町道幹線 5 号線	三芳町役場前交差点 から 所沢市境
	町道幹線 21 号線	町道幹線 7 号線交点 から 町道幹線 5 号線交点
	町道幹線 22 号線	国道 254 号交点 から 町道みよし台 6 号線交点
	町道みよし台 6 号線	町道幹線 22 号交点 から 町道竹間沢 36 号線交点
	町道竹間沢 36 号線	町道みよし台 6 号線交点 から 竹間沢公民館
	町道幹線 23 号線	町道竹間沢 46 号線 から 所沢市境
	町道竹間沢 46 号線	竹間沢小学校 から 町道幹線 23 号線交点
		町道幹線 2 号線

## 第4 地震に対する建築物の安全性向上に関する啓発及び知識の普及

### 1 地震ハザードマップ等の作成・公表

町は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による地盤の揺れやすさ等を記載した地震防災マップ「地震ハザードマップ」を公表しています。

「地震ハザードマップ」は、埼玉県地震被害調査により、想定される地震を重ね合わせた最大の地震動のシミュレーションをもとに作成しています。「地震ハザードマップ」には、建物の被害が生じる割合を相対的に表した「建物倒壊危険度マップ」、地震の揺れやすさを表した「揺れやすさマップ」、液状化現象が起こる可能性を表した「液状化可能性マップ」を掲載しています。

また、平成27年度に「避難経路」「指定避難所」「一時避難所」「福祉避難所」「医療施設」「防災行政無線等の位置」等を記載した「三芳町防災ガイドマップ～地域防災計画概要版～」も作成し、公表しています。

### 2 リーフレットの配布、セミナー・講習会の開催

#### ① リーフレットの配布

町は、耐震診断及び耐震改修に関する事業の促進を図るため、県が実施する無料耐震診断(簡易)や地震対策セミナー等の開催について、町民の積極的な参加を促すため、ポスターやパンフレット等による案内を行います。

#### ② セミナー・講習会への参加促進

町は、県が実施する地震対策セミナーや自治会・関係団体等からの要請に応じて行う震災予防に関する出前講座への参加を促進し、町民の防災意識の普及および啓発を図っていきます。

### 3 リフォーム等に合わせた耐震改修工事の実施

町は、住宅のリフォーム等の機会に、耐震改修工事も同時に実施することを促すこととします。

### 4 行政区等地域コミュニティとの連携

町は、災害発生時に町民が結集して地域で活動できるように自主防災組織の育成に努めます。

町内の自主防災組織の結成率を高めるため、区長会等で自主防災組織の必要性や役割について理解を促すこととします。

また、自主防災組織を通じて、多くの町民が無料耐震診断(簡易)を活用するよう、

働きかけを行います。

## 5 その他地震災害に関連する施策

### ① 防災マニュアルブック『命を守る3つの自助編』

町は、県が作成した「地震への備えを『特別なこと(モシモ)』にせず、日常の生活の中で、自然体で当たり前のこととして取り組む『イツモ防災』が大切」をコンセプトに、イツモの備えを具体的に分かりやすく伝えるための「防災マニュアルブック『命を守る3つの自助編』」を周知し、防災への啓発を行っています。

### ② マンション震災時活動マニュアルの手引き

マンションでは、高層階の大きな揺れや水道、ガス、電気等のライフラインの停止、エレベーターの停止による閉じ込め、家具類の転倒などの被害が想定されます。そのため、マンションの居住者や管理組合等で地震に備え防災対策に取り組むことが重要となっています。

町は、県が作成した「マンション震災時活動マニュアル作成の手引き」を周知し、マンションの防災対策を促進しています。

### ③ 地震保険の加入促進

地震による被害を補償する地震保険については、令和5年度末の世帯加入率が全国平均で約35.1%、埼玉県の世界帯加入率が約33.7%です。

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るためには、地震保険の活用は大変効果があります。

町は、県と連携して地震保険の保険料及び補償内容などの情報提供に努め、地震保険の加入促進を図ります。

## 第5 耐震診断及び耐震改修の法に基づく指導等

### 1 法による指導等の実施

町は、特定既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため、県がその所有者に対して行なう法第15条第1項の規定に基づく指導・助言並びに同条第2項に基づく指示等の実施、及びその指示に従わなかった場合の公表等に対し協力します。

### 2 建築基準法に基づく勧告又は命令等の実施

町は、県が行う建築基準法第10条第3項の規定に基づく改修命令及び同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令等に対し協力します。

## 第6 体制

町、県及び建築関係団体は、次に示す協議会等を通じ、情報の共有や各種イベントの開催及び災害発生時の体制づくりを行っています。

### 1 彩の国既存建築物地震対策協議会

町、県及び建築関連団体で構成する「彩の国既存建築物地震対策協議会」は、会員相互の綿密な連携の下、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の促進を図ることを目的とし、平成10年1月に創設されました。

令和7年4月時点において75会員(埼玉県、63市町村、及び11建築関係団体※)で構成しています。

※建築関係団体(11団体)

- ・一般社団法人埼玉建築士会 ・公益財団法人埼玉県住宅センター
- ・一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 ・埼玉土建一般労働組合
- ・一般財団法人埼玉県建築安全協会 ・建設埼玉
- ・一般社団法人埼玉建築設計監理協会 ・埼玉県住まいづくり協議会
- ・一般社団法人埼玉県建設業協会 ・一般財団法人さいたま住宅検査センター
- ・一般社団法人日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部 埼玉サテライト

(JSCA 埼玉)

### 2 被災建築物応急危険度判定士体制の整備

県では、平成7年から被災建築物応急危険度判定士の養成を開始し、多くの建築物が被災した際、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害の防止や県民の安全の確保を図るため「埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱」を定め、災害発生時の的確な応急危険度判定活動ができる体制を整えています。

また、彩の国既存建築物地震対策協議会を通じて、応急危険度判定の模擬訓練、応急危険度判定コーディネーター講習会及び市町村ごとに連絡訓練を行っています。

### 3 埼玉県住宅供給公社による耐震診断及び耐震改修の実施

埼玉県住宅供給公社(以下「公社」という。)は、建築物の耐震改修を促進するため、委託により住宅の耐震診断及び耐震改修を行います。

また、市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修を実施します。

さらに公社は、町及び県の住宅政策の推進に寄与することを目的に、当該事業年度に見込まれる利益の一部を活用して住宅政策貢献事業を展開しており、その事業の一つとして「緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化促進」を実施し、耐震診断及び耐震改

修設計に対する費用の一部を助成します。

## 三芳町建築物耐震改修促進計画

# 参 考 資 料

- 1-1 耐震改修法における規制対象一覧
- 1-2 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧表
- 1-3 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物
- 2 三芳町既存住宅耐震化助成要綱
- 3 三芳町ブロック塀等撤去・築造工事助成金交付要綱

## 耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

用 途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (一般公共の用に供されるものに限る。)
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

## 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧表

(法施行令第7条)

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500 km
ヌ 導火線	500 km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物 (石油類を除く)	危険物の規制に関する政令別表第三の 指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考 第6号に規定する可燃性固体類及び同表 備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m <sup>3</sup>
④ マッチ	300マッチトン※1
⑤ 可燃性のガス (⑥及び⑦を除く)	2 万m <sup>3</sup>
⑥ 圧縮ガス	20 万m <sup>3</sup>
⑦ 液化ガス	2,000 t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定 する毒物又は同条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る。)	毒物 20 t 劇物 200 t

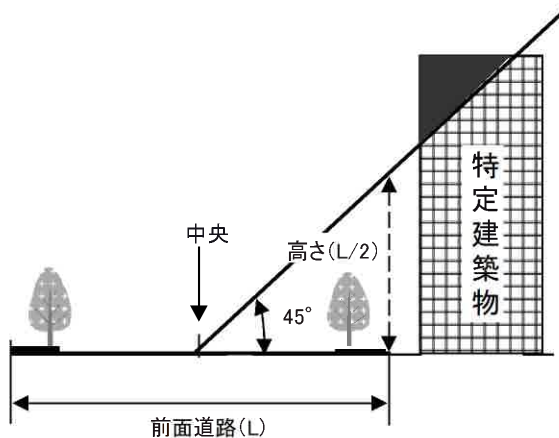
※1 マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg。

## 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物

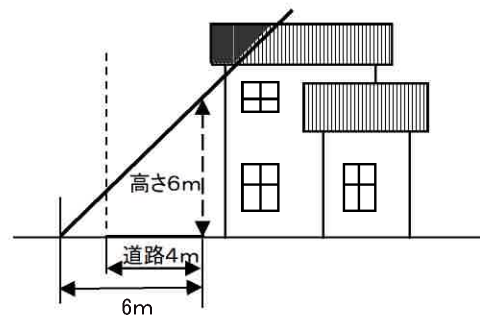
「地震発生時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物でそのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員に応じて定められる距離(前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合、6m)を加えたものを超える建築物を対象とします。

図一 地震によって道路の通行を妨げ、多数の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

①前面道路幅員が12mを超える場合幅員の1/2の高さを超える建築物



②前面道路幅員が12m以下の場合6mの高さを超える建築物



## 三芳町既存住宅耐震化助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、三芳町建築物耐震改修促進計画に基づき、現に存する住宅について耐震診断、耐震改修、建替え、簡易耐震改修を実施する町内の既存住宅の所有者に対して、予算の範囲内においてその費用の一部を助成すること（以下「耐震化助成」という。）により、地震による既存住宅の倒壊の被害を防ぎ、安全な住宅の整備の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建て住宅等 戸建て住宅又は兼用住宅（住宅の用途以外に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であるもの又は20平方メートルを超えるものを除く。）で、木造にあっては地階を除く階数が2階以下のものをいう。
- (2) 分譲マンション等 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者の居住の用に供している分譲マンション等で、全戸数の半数以上に区分所有者が居住しているものをいう。
- (3) 既存住宅 町内に所在し、建築確認を取得して昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅等及び分譲マンション等をいう。
- (4) 耐震診断 既存住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (5) 耐震補強設計 木造にあっては、耐震診断の上部構造評点が1.0未満又は耐震診断で地盤若しくは基礎が安全でないと診断された建築物について、当該建築物の上部構造評点が1.0以上又は地盤若しくは基礎が安全になるよう行われる工事の設計をいい、木造以外にあっては、耐震診断の構造耐震指標が0.6未満の建築物について当該建築物の構造耐震指標が0.6以上になるよう行われる工事の設計をいう。
- (6) 耐震改修 耐震補強設計に基づいて実施される改修工事をいう。
- (7) 建替え 現に存する戸建て住宅等を除却し、同一敷地内において新たに戸建て住宅等を建築する工事をいう。ただし、公共事業の施行に伴うものを除く。

(8) 簡易耐震改修 戸建て住宅等が倒壊しても安全な空間が確保できる耐震シェルター又は防災ベッドのいずれかの購入、1階部分に設置を行う工事をいう。

(助成の対象となる住宅)

第3条 耐震化助成のうち耐震診断に対する助成の対象となる住宅は、既存住宅とする。

2 耐震化助成のうち耐震改修及び簡易耐震改修に対する助成の対象となる住宅は、既存住宅であって、木造にあっては、耐震診断の上部構造評点が1.0未満又は耐震診断で地盤若しくは基礎が安全でないと判断されたものとし、木造以外にあっては、耐震診断の構造耐震指標が0.6未満のものとする。

3 耐震化助成のうち建替えに対する助成の対象となる住宅は、戸建て住宅等であって、木造にあっては、耐震診断の上部構造評点が1.0未満又は耐震診断で地盤若しくは基礎が安全でないと判断されたものとし、木造以外にあっては、耐震診断の構造耐震指標が0.6未満のものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他法令に違反していることが明らかな建築物は耐震化助成の対象とならない。

(助成の対象者)

第4条 耐震化助成の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 耐震診断又は耐震改修に係る耐震化助成

ア 戸建て住宅等 戸建て住宅等を所有し、かつ、居住している者

イ 分譲マンション等 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第3号に規定する管理組合その他管理を行う団体(以下「管理組合等」という。)で、耐震診断又は耐震改修の実施の決議がなされているもの

(2) 建替えに係る耐震化助成 戸建て住宅等を所有し、かつ、居住している者

(3) 簡易耐震改修に係る耐震化助成 戸建て住宅等を所有し、かつ、居住しているもの

2 前項の規定にかかわらず、町税を滞納している者は、耐震化助成の対象とな

らない。

(助成の対象となる耐震診断)

第5条 耐震化助成の対象となる耐震診断は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 戸建て住宅等 木造にあっては、一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法又は精密診断法で行ったものとし、木造以外にあっては、一般財団法人日本建築防災協会が定める「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に基づく診断方法で行ったもの
- (2) 分譲マンション等 一般財団法人日本建築防災協会が定める「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に基づく診断方法で行い、その診断が適正であるかどうかについて公的機関又はこれに準じる機関（以下「公的機関等」という。）の判定を受けたもの

(助成の対象となる耐震改修及び簡易耐震改修)

第6条 耐震化助成の対象となる耐震改修及び簡易耐震改修は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 戸建て住宅等の耐震改修 戸建て住宅等の耐震診断を行った建築士事務所が耐震補強設計及び耐震改修の監理を行ったもの
- (2) 分譲マンション等の耐震改修 分譲マンション等の耐震診断を行った建築士事務所が耐震補強設計及び耐震改修の監理を行い、かつ、延べ面積が1,000平方メートル以上で地階を除く階数が3階以上の建築物（以下「大規模建築物」という。）にあっては、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定を受けたものとし、大規模建築物以外の建築物にあっては、その耐震改修の計画が適正であるかどうかについて公的機関等の判定を受けたもの
- (3) 簡易耐震改修 戸建て住宅等において、耐震シェルター又は防災ベッドのいずれかを購入し、1階部分に設置を行うもの

(助成の対象となる建替え)

第7条 耐震化助成の対象となる建替えは、戸建て住宅等で建築確認が取得できたものとする。

(耐震診断等資格者)

第8条 耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修の監理、建替えの設計及び監理を実施することができる者は、建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所をいう。）の建築士とする。

(耐震改修、簡易耐震改修及び建替え施工者)

第9条 耐震改修及び建替えを施工することができる者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、耐震シェルター又は防災ベッドの購入及び設置については、この限りではない。

(助成金の額)

第10条 耐震化助成の助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 耐震診断に対する助成 次に掲げる区分に応じた額

ア 戸建て住宅等 耐震診断に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか少ない額

イ 分譲マンション等 1棟につき、耐震診断に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額、戸数に2万円を乗じて得た額又は100万円のうち最も少ない額

(2) 耐震改修に対する助成 次に掲げる区分に応じた額

ア 戸建て住宅等 耐震改修に要した費用の額に100分の20を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額

イ 分譲マンション等 1棟につき、耐震改修に要した費用の額に100分の20を乗じて得た額、戸数に10万円を乗じて得た額又は500万円のうち最も少ない額

(3) 建替えに対する助成の額 戸建て住宅等の建替えに要した費用の額に100分の20を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額

(4) 簡易耐震改修に対する助成 次に掲げる区分に応じた額

ア 耐震シェルター 耐震シェルターの購入及び設置に要した費用の額に  
2分の1を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額

イ 防災ベッド 防災ベッドの購入及び設置に要した費用の額に2分の1  
を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額

(助成の制限)

第11条 前条各号に定める耐震化助成は、それぞれ対象となる住宅1棟に対し  
1回限りとする。

(申請手続)

第12条 耐震化助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、実施  
前に次の各号の区分に応じ、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければな  
らない。

(1) 耐震診断

ア 三芳町既存住宅耐震化助成申請書(様式第1号)

イ 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)

ウ 現存する住宅の建築確認済証又は建築時期がわかる書類の写し

エ 当該住宅の所有者全員が確認できる書類

オ 申請者以外の当該住宅の所有者が耐震診断を実施することについて承  
諾する旨の書類(様式第2号)

カ 町が町税の納付及び居住の状況等を確認することについて同意する旨  
の書類(様式第3号)

キ 耐震診断の実施の決議がなされていることが確認できる書類(分譲マン  
ション等)

ク 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

(2) 耐震改修

ア 三芳町既存住宅耐震化助成申請書(様式第1号)

イ 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)

ウ 現存する住宅の建築確認済証又は建築時期がわかる書類の写し

エ 当該住宅の所有者全員が確認できる書類

オ 耐震診断報告書(様式第10号又は様式第11号)

カ 申請者以外の当該住宅の所有者が耐震改修を実施することについて承

諾する旨の書類（様式第2号）

キ 町が町税の納付及び居住の状況等を確認することについて同意する旨の書類（様式第3号）

ク 耐震改修の実施の決議がなされていることが確認できる書類（分譲マンション等）

ケ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

### (3) 建替え

ア 三芳町既存住宅耐震化助成申請書（様式第1号）

イ 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）

ウ 現存する住宅の建築確認済証又は建築時期がわかる書類の写し

エ 当該住宅の所有者全員が確認できる書類

オ 耐震診断報告書（様式第10号又は様式第11号）

カ 申請者以外の当該住宅の所有者が建替えを実施することについて承諾する旨の書類（様式第2号）

キ 町が町税の納付及び居住の状況等を確認することについて同意する旨の書類（様式第3号）

ク 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

### (4) 簡易耐震改修

ア 三芳町既存住宅耐震化助成申請書（様式第1号）

イ 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）

ウ 現存する住宅の建築確認済証又は建築時期がわかる書類の写し

エ 当該住宅の所有者全員が確認できる書類

オ 耐震診断報告書（様式第10号又は様式第11号）

カ 申請者以外の当該住宅の所有者が簡易耐震改修を実施することについて承諾する旨の書類（様式第2号）

キ 町が町税の納付及び居住の状況等を確認することについて同意する旨の書類（様式第3号）

ク 配置図及び平面図（耐震シェルター又は防災ベッドの設置場所を表示）

ケ 見積書の写し

コ カタログ等

サ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類  
(適合通知等)

第13条 町長は、前条各号による申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、この要綱その他関係法令に適合しているときは、三芳町既存住宅耐震化助成適合通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(着手)

第14条 前条の通知書を受けた申請者(以下「適合者」という。)は速やかに着手するものとする。耐震改修については、耐震補強設計が完了したときは、耐震補強設計完了届出書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震補強設計図
- (2) 耐震診断書
- (3) 耐震改修内訳書(耐震改修とリフォーム等工事を分けて記載したもの)
- (4) 耐震診断等資格者の建築士法第5条第2項による建築士免許証及び建築士法第23条の3第1項による建築士事務所登録済証の写し
- (5) 分譲マンション等の場合で、大規模建築物にあっては、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定を受けたことを証する書類、大規模建築物以外の建築物にあっては、耐震改修の計画が適正であるかどうかについて公的機関等の判定の結果が記載された書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

2 町長は、前項の規定による届出を受けた場合は、その内容を審査し、当該耐震補強設計が適切でないときは、三芳町既存住宅耐震化助成指導通知書(様式第6号)により当該適合者に対し、是正するために必要な措置をとるよう指導するものとする。

3 適合者が前項の規定による指導に応じないときは、三芳町既存住宅耐震化助成取消通知書(様式第7号)により当該適合者に対して助成の適合を取り消すものとする。

4 適合者は、耐震診断、耐震改修、建替え、簡易耐震改修を取りやめるときは、三芳町既存住宅耐震化助成辞退届出書(様式第8号)を速やかに町長に提出し

なければならない。

(中間検査)

第15条 町長は、必要があると認めたときは、耐震改修及び建替えについて中間検査を実施することができる。

(完了報告)

第16条 適合者は、次の各号の区分に応じ、速やかに三芳町既存住宅耐震化助成完了報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断

ア 耐震診断の契約書の写し

イ 耐震診断の領収書の写し

ウ 耐震診断報告書(様式第10号又は様式第11号)

エ 耐震診断等資格者の建築士法第5条第2項による建築士免許証及び建築士法第23条の3第1項による建築士事務所登録済証の写し

オ 分譲マンション等は、診断が適正であるかどうかについて公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し

カ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

(2) 耐震改修

ア 耐震補強設計及び耐震改修契約書の写し

イ 耐震補強設計費用及び耐震改修費用の領収書の写し

ウ 建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項による確認済証の写し(建築確認を取得した改修の場合)

エ 耐震診断等資格者の建築士法第5条第2項による建築士免許証及び建築士法第23条の3第1項による建築士事務所登録済証の写し

オ 耐震改修の内容がわかる工事状況写真及び工事監理報告書

カ 建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項による検査済証の写し(建築確認を取得した改修の場合)

キ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

(3) 建替え

ア 建替え(新築)工事契約書の写し

- イ 建替え（新築）工事費用の領収書の写し
- ウ 建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項による確認済証の写し
- エ 耐震診断等資格者の建築士法第5条第2項による建築士免許証及び建築士法第23条の3第1項による建築士事務所登録済証の写し
- オ 建替え（新築）工事の内容がわかる工事状況写真及び工事監理報告書
- カ 建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項による検査済証の写し
- キ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

(4) 簡易耐震改修

- ア 耐震シェルターの購入及び設置に係る契約書等の写し
- イ 耐震シェルター又は防災ベッドの購入及び設置費用の領収書の写し
- ウ 耐震シェルター又は防災ベッドの設置の完了が確認できる現場写真(当該現場写真は、現場の設置前、設置中及び設置後の写真とする。)
- エ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

(決定通知)

第17条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにこれを審査し、適正に行われたと認めるときは、三芳町既存住宅耐震化助成決定通知書(様式第12号)により適合者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第18条 前条の通知書を受けた適合者は、三芳町既存住宅耐震化助成金請求書(様式第13号)により町長に請求するものとする。

2 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

3 同条第1項の請求は、前条の規定による通知のあった日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

(不正利得の徴収等)

第19条 町長は、適合者が、偽りその他の不正の手段によって助成を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、当該助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

## 三芳町ブロック塀等撤去・築造工事助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震等により倒壊するおそれのあるブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保することを目的とし、ブロック塀等の撤去工事等を行う者に対し、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成金の交付に関しては、補助金の交付に関する規則(昭和52年三芳町規則第9号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)の道路、建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する道路その他これらに類する道路をいう。
- (2) ブロック塀等 町内の道路に面したブロック塀等(コンクリート製の塀、ブロック塀、石積塀、万年塀その他これらに類する塀及び門柱)で、道路からの高さがおおむね80センチを超え、地震等により倒壊する恐れのあるものをいう。
- (3) 安全な塀等 倒壊の防止について十分配慮された鉄筋コンクリートブロック若しくはコンクリートの基礎に緊結されたフェンス又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に規定する技術的基準を満たす補強コンクリートブロック造の塀のうち、道路からの高さがおおむね60センチを超えないものをいう。
- (4) 町内事業者 町内に本店・支店を有する事業者をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、町内において、ブロック塀等を所有し、又は管理する者であって、ブロック塀等の撤去工事を行う者とする。ただし、町税等を滞納している者は、助成対象者とならない。

### (助成対象工事)

第4条 助成金の交付の対象となる工事(以下「助成対象工事」という。)は、ブロック塀等について、町内事業者が撤去する工事及び撤去する工事(全てを撤去する工事に限る。)の後に安全な塀等の築造する工事をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 地震等で倒壊するおそれのある部分が残存するもの
- (2) 撤去工事の完了後において、当該ブロック塀等の一部が道路からの高さがおおむ

ね60センチを超えて残存するもの

- (3) 建築物の新築、増築、改築又は移転に伴うもの
- (4) 建築物の解体に伴うもの
- (5) 公共事業の施行に伴うもの
- (6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為に伴うもの
- (7) 販売若しくは賃貸等営利を目的として整地又は解体工事をする際にブロック塀等の撤去工事を行うもの
- (8) 第8条の規定による決定の前に締結された請負契約に係るもの

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は、助成金の交付の対象工事とすることができる。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象工事に要する費用とする。

(助成金の交付額)

第6条 助成金の額は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 撤去工事 助成対象経費に3分の2を乗じて得た額又は撤去するブロック塀等の面積1平方メートル(0.1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた長さ)につき15,000円を乗じて得た額のいずれか少ない方の額とし、20万円を限度とする。
- (2) 築造工事 助成対象経費に3分の2を乗じて得た額又は撤去するブロック塀等の面積1平方メートル(0.1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた長さ)につき30,000円を乗じて得た額のいずれか少ない方の額とし、40万円を限度とする。

2 助成金の交付は、一敷地につき1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、三芳町ブロック塀等撤去・築造工事助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる図書を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事費用の見積書の写し
- (2) 付近見取図

- (3) ブロック塀等の位置、長さ及び高さを記入した図面
- (4) 工事の実施前のブロック塀等の写真
- (5) 設計図書の写し(築造工事の場合に限る。)
- (6) 町が町税の納付状況等を確認することについて同意する旨の書類(様式第2号)
- (7) 施工業者の本店・支店の所在が確認できる書類
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、三芳町ブロック塀等撤去・築造工事助成金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第7条の規定による申請の内容を変更し、又は当該申請に係る撤去・築造工事を中止しようとするときは、三芳町ブロック塀等撤去・築造工事内容変更等承認申請書(様式第4号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、三芳町ブロック塀等撤去・築造工事内容変更等承認(不承認)通知書(様式第5号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 交付決定者は、助成対象工事の完了後、速やかに三芳町ブロック塀等撤去・築造工事完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象工事实施時及び完了後の写真
- (2) 助成対象経費の支払を証明する書類
- (3) 請求書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(助成金の確定)

第11条 前条の規定による報告を受けたときは、速やかにこれを審査し、適正に行われたと認めるときは、三芳町ブロック塀撤去・築造工事助成金交付額確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

- 2 交付決定者は、前項の規定による通知があったときは、町長に三芳町ブロック塀等撤去・築造工事助成金支払請求書（様式第8号）により助成金の請求をするものとする。
- 3 前項の請求は、第1項の規定による通知があった日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。
- 4 町長は、第2項の規定による助成金の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（返還）

第12条 町長は、交付決定者が、偽りその他の不正の手段によって助成を受けたとき又は関係法令等の規定に違反したときは、当該助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。